

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長嘉瀬秀治から争議行為を行う旨の通知が令和7年5月29日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年 6月 3日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

令和7年6月9日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類（以下原文のまま掲載）

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。

別表

八王子保健生活協同組合	八王子市元八王子町三丁目287 2番地1
城山病院	同 上
はちせい健友クリニック	八王子市叶谷町890番地5

城山訪問看護ステーション	同 市元八王子町二丁目 1 1 6 2 番地 1
城山みなみ訪問看護ステーション	同 市高尾町 1 6 1 0 番地